

## 動物・ペット

### 犬と猫の休日譲渡会のお知らせ

- ▶日時 11月15日(日)  
◎犬の譲渡前講習会:午前10時～  
※受講済の方は不要  
犬の譲渡受付:午前11時～11時半  
◎猫の譲渡受付:午前10時～11時半
  - ▶場所 動物愛護センター(東区小山2丁目11-1)
  - ▶費用 犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金(各3,000円)が必要
- ※動物愛護センターが保護している犬猫の譲渡会。  
(動物愛護センター ☎380-2153)

### 犬のしつけ方教室(基礎講座)

無料

- ▶日時 11月28日(土) 午前9時半～11時半
- ▶場所 動物愛護センター
- ▶内容 犬の飼い方・しつけ方の講義(実技なし)
- ▶対象 犬の飼い主、これから犬を飼う予定の方
- ▶定員 25人(抽選) ※犬の同伴不可
- ▶申込み 11月16日まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、参加人数、犬飼養の有無を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1動物愛護センター(☎380-2153)へ

### ワンちゃん相談コーナー(犬のしつけ個別相談)

無料

- ▶日時 11月20日(金) 午後2時～4時
- ▶場所 動物愛護センター
- ▶内容 犬のしつけの悩みに対する個別相談(犬の同伴可)
- ▶対象 犬の飼い主
- ▶定員 4組(選考) ※1組約30分程度
- ▶申込み 11月6日までにはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1動物愛護センター(☎380-2153)へ

## 子育て・教育

### 来年4月からの保育所、認定こども園などの入所申込みを受け付けます

- ▶対象 保育が必要な児童(2・3号認定子ども)
  - ▶受付期間  
1次受付 11月2日(月)～30日(月)  
2次受付 12月1日(火)～来年1月23日(土)
  - ▶申込み 申込書を持参で入所を希望する施設へ
- ※申込書および詳しいパンフレットは11月2日から各施設および区役所保健子ども課で配布します。  
※受付時間は各施設で異なりますので、事前に入所希望施設にご確認ください。  
※施設の情報は市ホームページでもご覧になれます。  
詳しくは、区役所保健子ども課へ。

### 平成28年度ことばの教室通級児募集

- ▶通級開始月 来年5月～(予定)
  - ▶通級先 熊本五福幼稚園、碩台幼稚園
  - ▶対象 5歳児(平成22年4月2日～23年4月1日生まれ)で言葉に心配がある幼児
  - ▶申込み 11月20日～12月7日の①午前10時半～午後0時半、②午後4時～5時に直接持参で願書を熊本五福幼稚園へ(平日のみ)
- 詳しくは、市立幼稚園ホームページ(<http://www.kumamoto-kmm.ed.jp/school/youchienn/>)へ。  
(熊本五福幼稚園 ☎356-8898)

### 母子父子寡婦福祉資金貸付(修学資金等)のご案内

- 母子・父子家庭の子どもの高校や大学などへの進学資金について、無利子で貸付を行います。
- ▶対象
    - ・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する20歳未満の児童
    - ・父母のいない20歳未満の児童
    - ・寡婦が扶養する20歳以上の子
  - ▶種類
    - ・修学資金(授業料など)
    - ・就学支度資金(入学金など)
  - ▶申込み 区役所保健子ども課か母子父子相談室で事前相談を実施後、申請
- ※申請後、貸付委員会で貸付可否の決定をします。  
詳しくは、区役所保健子ども課または母子父子相談室(☎385-1228)へ。

### 子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は12月1日です

- 子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年度の児童手当の現況届を提出することで自動的に申請となります。現況届の提出がお済みでない方は至急提出をお願いします。
- 公務員の方は5月31日時点の住民票がある市町村へ申請書の提出が必要です。市内に住民票がある方は、申請書に添付書類を同封のうえ郵送で〒860-8601臨時福祉給付金交付室へ(本市専用封筒の設置がある勤務先では、そちらをご利用ください)。  
※原則として、期限後は受け付けられません。  
詳しくは、熊本市2つの給付金コールセン

ター(☎0570-550-339 運営時間:土・日、祝日を除く午前8時半～午後5時半)へ。

### 校区外の学校への就学には条件があります

本市では小・中学校の校区を定めており、児童・生徒は指定の学校に就学することになっています。ただし、下表に該当する場合は、校区外の学校へ就学することもできます。  
※市に申立てを行い、就学許可を受けてください。

#### ■市内に住む児童・生徒が校区外の学校へ就学できる場合

要件	就学期限	必要書類
緩衝地区(選択地区)に住む場合※	小・中学校卒業まで(再選択不可)	
両親が共働きなど(児童帰宅時に養育者不在)の場合	小学校卒業まで	保護者の勤務証明書 身元引受承諾書など
学年途中で転居する場合	学年末まで	
卒業学年(小学6年、中学2～3年)に転居する場合	卒業まで	
転居予定(おおむね1年以内)の場合	実際の転居日まで	建築確認書、契約書など
同一中学校区内に転居する場合	小学校卒業まで	
兄弟姉妹が同一学校への就学を希望する場合	卒業まで	

※緩衝地区に住む場合は、新入学時は関係学校で申立てが可能です。転入時は区役所区民課などでの学校指定時に申し出れば選択が可能です。再選択はできません。

#### ■市外に住む児童・生徒が市内の学校へ就学できる場合

要件	就学期限	必要書類
学年途中で転出する場合	学期末まで	
小学6年、中学3年の1学期終業式日以降に転出する場合	卒業まで	
転入予定(1学期程度の期間内)の場合	実際の転入日まで	建築確認書、契約書など
一時的な転出(1学期程度の期間内)の場合	理由該当期間	契約書など

詳しくは、学務課(☎328-2716)へ。

## 子どもを預けたいけど、どうすればいいの?利用者支援員にご相談ください

子どもを預ける保育所、一時預かり先が見つからないなどの悩みを持つ方向けに、11月11日から「利用者支援員」を区役所に配置します。

子どもを預ける施設とのマッチングなど家庭ごとのニーズに応じた相談や紹介を行います。

#### ○利用者支援員はこんなことをします

##### (1) 保育施設の情報を集め、紹介します

保育所、認定こども園などの空き情報や一時預かりや延長保育などの情報を集め、希望者に紹介します。

##### (2) きめ細やかに入所を斡旋します

入所選考から漏れ待機となった方や、障がいなど特別な配慮が必要な方、転園希望の方などの個別ニーズに応じた適切な保育施設を紹介します。

ご相談は区役所保健子ども課へ

区	電話番号	区	電話番号
中央区	328-2421	南区	357-4135
東区	367-9130	北区	272-1104
西区	329-6838		

詳しくは、区役所保健子ども課へ。

